(

⟨₹⟩....

入

事

課)

技能職員等の給与の特例に関する規程の一部を改正する訓

号外第二十二号

平成十六年 (金曜日) 三月二十六日

則を廃止する規則...... 青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則 青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則........ 青森県都市計画法施行細則. 青森県家畜人工授精用精液の譲渡及び保管に関する規則の 青森県農業協同組合合併助成条例施行規則の一部を改正す 部を改正する規則...... 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則の一 青森県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規 青森県消費生活センター 規則を廃止する規則...... 青森県納税貯蓄組合事務費補助金交付規則を廃止する規則 する条例施行規則の一部を改正する規則..... 青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関 及び補助執行させる規則の一部を改正する規則..... 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、 一部を改正する規則...... 規 目 則 次 (畜 (公営企業局) ... (建築住宅課) ... (開発課) (税 入 改団 政健 善 善 経 策福 同 産 務 同 事 課 : 課 : 課 課営 課祉 <u>.</u> : : : : : 껃뎈 =七 六 껃 三. \equiv

青

示

告

青森県青少年健全育成推進員に関する規程の一部を改正す

参男青

:

女少 共年 課同・

予防接種、 る規程......

ツベルクリン反応検査及びエックス線検査の使

開発登録簿閲覧所の場所の廃止..... 用料の額の廃止..... (健康医療課)

(建築住宅課) ...

規

則

2の一部を改正する規則をここに公布する。 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規

平成十六年三月二十六日

則

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県規則第十三号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、 る規則の一部を改正する規則 及び補助執行させ

第九条第一項中「及び新青森県総合運動公園」を「、新青森県総合運動公園」 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規 (昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。 ار

「限る。) の」を「限る。) 及び青森県立三沢航空科学館の」に改める。

附 則

この規則は、 平成十六年四月一日から施行する。

を改正する規則をここに公布する。 青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部

平成十六年三月二十六日

青森県知 事 Ξ 村 申 吾

(2)

青森県規則第十四号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の

部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

四十三年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の二を第二条の四とし、第二条の次に次の二条を加える。 (公務上の災害の範囲

第二条の二 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、

公務員災害補償法施行規則 (昭和四十二年自治省令第二十七号。以下「省令」とい

う。) 別表第一に掲げる疾病とする

(通勤による災害の範囲)

第二条の三 通勤による災害の範囲は、

通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次

に掲げる疾病とする。

報

通勤による負傷に起因する疾病

県

前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病

附則第六項第二号中「地方公務員災害補償法施行規則 (昭和四十二年自治省令第二

森

青

十七号。以下「省令」という。)」を「省令」に改める。

別表中「別表第一」を「別表第二」に改める。

則

この規則は、

公布の日から施行する

青森県納税貯蓄組合事務費補助金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県規則第十五号

青森県納税貯蓄組合事務費補助金交付規則を廃止する規則

青森県納税貯蓄組合事務費補助金交付規則(昭和三十一年十一月青森県規則第七十

七号) は、

廃止する。

附

則

この規則は、 平成十七年四月一日から施行する。

青森県消費生活センター 規則を廃止する規則をここに公布する

平成十六年三月二十六日

(昭和

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森県規則第十六号

障害及び死亡並びに地方

青森県消費生活センター 規則を廃止する規則

青森県消費生活センター 規則 (昭和四十六年九月青森県規則第六十一号) Ιţ

附 則 する。

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

に公布する。 青森県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則をここ

平成十六年三月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県規則第十七号

規則第四十七号) は、 青森県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則(平成五年十月青森県 廃止する。

青森県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここ

に公布する。

削る。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森県規則第十八号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

則第百十二号)の一部を次のように改正する。 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則(昭和三十三年十月青森県規

別表第一号の表青森県立青森高等技術専門校の項中

- *	= 0	年	電力系電気工学科
Ē	三0人	年	機器科電子系電子

電力系電気工学科 二年 二〇人

に

改め、 同表青森県立弘前高等技術専門校の項の次に次のように加える。

造校専技高弘県青 校木門術等前立森 業 並							
業 普訓練 職							
短期課程							
建	溶						
築	接						
科	科						
年	年						
三0人	二0人						
	業訓練 短期課程 建 築 科 一年 一						

別表第一号の表青森県立三沢高等技術専門校の項中「青森県立三沢高等技術専門校」

を「青森県立八戸工科学院三沢校」

lä	
短期課程	第二類程
溶	機電 器気 科・
接	電子系
科	電子

を

に改め、同表青森県立木造高等技術専門校の項を

短期課程

溶

接

科

電

子 機

器 科

> 附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県農業協同組合合併助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県規則第十九号

青森県農業協同組合合併助成条例施行規則の一部を改正する規則

青森県農業協同組合合併助成条例施行規則 (昭和四十五年十二月青森県規則第九十

六号) の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「毎事業年度において」の下に「自己資本の額の増加により」を加 同条第三号中「二百万円」を「五十万円」に改める。

の4の③の表中「2,000十日」を「500十日」に改める。

第一号様式の第6の2の②の表中「上型の繋浜鑑」を「上型の基際」

に改め、

同

第二号様式のその二の記の3を次のように改める。

自己資本の額の増加による自己資本不足解消額

自己資本増加額 (2のC) 円×4%=補助額

第二号様式のその二の記の4中(1)を削り、 (2)を(1)とし、(3)を(2)とし、 「及び(2)」 を

附 則

1 様式の第6の2の2のの表並びに第二号様式のその二の改正規定は、平成十八年四月 一日から施行する。 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第六条第二号、 第一号

2 なお従前の例による。 された奨励金について適用し、同日前に交付の決定がなされた奨励金については、 第六十六号。以下「条例」という。) 第六条第一項第一号に規定する奨励金 (以下 う。) の規定中青森県農業協同組合合併助成条例 (昭和四十五年十二月青森県条例 「奨励金」という。) に関する部分は、平成十八年四月一日以後に交付の決定がな 改正後の青森県農業協同組合合併助成条例施行規則(以下「改正後の規則」とい

青森県家畜人工授精用精液の譲渡及び保管に関する規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

- 3 同日前に行われた合併に係る合併後の農業協同組合に対して交付する施設等補助金 補助金」という。) に関する部分は、平成十六年四月一日以後に行われた合併に係 については、なお従前の例による。 る合併後の農業協同組合 (合併後存続する農業協同組合又は合併により設立した農 業協同組合をいう。以下同じ。) に対して交付する施設等補助金について適用し、 改正後の規則の規定中条例第六条第一項第二号に規定する補助金 (以下「施設等
- 4 第三号中「五十万円」とあるのは「百万円」と、改正後の規則第一号様式の第6の 平成十七年四月一日前に行われた合併に係る合併後の農業協同組合に係る改正後 の③の表中「500十円」とあるのは「1,000十円」とする。 規則第六条第三号及び第一号様式の規定の適用については、 改正後の規則第六条

平成十六年三月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県規則第二十号

森

青

県

規則第七号) の一部を次のように改正する 青森県家畜人工授精用精液の譲渡及び保管に関する規則(昭和四十三年二月青森県 青森県家畜人工授精用精液の譲渡及び保管に関する規則の一部を改正する規則

第二条の表中

六百円	直接検定で選抜されたもの
八百円	間接検定で選抜されたもの

_	八百円	これたもの	直接検定で選抜されたもの
に改め、	千円	その他のもの	抜されたもの
	二千五百円	知事が別に定めるもの	間接検定等で選

同表の備考に次のように加える。

Ξ 及び受精卵利用後代検定をいう。 間接検定等とは、間接検定、現場後代検定、全きようだい検定、分割卵検定

が、脂肪交雑、 のをいう。 知事が別に定めるものとは、間接検定等で選抜された黒毛和種のうち、 枝肉重量等に係る産肉能力が特に優れていると認めて定めるも 知事

兀

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県都市計画法施行細則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県規則第二十一号

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県都市計画法施行細則

第一条 九号) 及び青森県都市計画法施行条例 (平成十五年三月青森県条例第九号。 四十四年政令第百五十八号)、都市計画法施行規則 (昭和四十四年建設省令第四十 ては、都市計画法施行法 (昭和四十三年法律第百一号) 、都市計画法施行令 (昭和 「条例」という。) に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。) の施行につい

(公聴会の開催等)

第二条 都市計画区域ごとに、 おいて必要があると認めるときは、当該都市計画の案に係る同条第二項に規定する 知事は、法第四条第一項に規定する都市計画の案を作成しようとする場合に 公聴会を開催するものとする。

- 2 その他必要な事項を公告するものとする その日時、 知事は、 場所、 公聴会を開催しようとするときは、 公聴会において意見を聴こうとする案件 (以下「案件」という。) その開催の期日の二週間前までに、
- 3 件に関係のある県土整備事務所及び市町村の掲示場に掲示して行うものとする。 前項の規定による公告は、青森県報に登載して行うほか、青森県庁並びに当該案

(意見を述べようとする者の申出等

第三条 申し出なければならない 意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出して、 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その開催の期日の五日前まで

2 域内に住所を有する者とする。 前項の規定により申し出ることができる者は、当該案件に関係のある市町村の区

(公述人の選定等)

第四条 前条第一項の規定により申し出た者その他の者のうちから知事が選定する。 公聴会において意見を述べることができる者 (以下「公述人」という。 し は

2 知事は、前項の規定により公述人を選定しようとするときは、当該案件に賛成す

る者及び反対する者の数がおおむね同数となるようにするものとする。

3 (以下「公述時間」という。) を定めることができる。 知事は、必要があると認めるときは、あらかじめ、公述人が意見を述べる時間

4 定めたときは、その旨を公述人に通知するものとする。 知事は、第一項の規定により公述人を選定し、又は前項の規定により公述時間を

(公聴会の議長)

第五条 公聴会に、議長を置く。

議長は、青森県職員のうちから知事が指名する。

(公聴会の秩序の維持)

青

第六条 公聴会においては、何人も議長の指示に従わなければならない

とする者の入場を制限し、 退場させることができる 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴をしよう 又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を

(公述人の発言)

公述人は、 発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない

公述人の発言は、 当該案件の範囲を超えてはならない。

第三条第一項の規定により申し出て第四条第一項の規定により選定された公述人 第三条第一項の意見の要旨の範囲を超えてはならない

ができる。 知された公述時間を超えたときは、その発言を打ち切らせ、又は退場を命ずること 議長は、 公述人の発言が前二項の範囲を超え、又は第四条第四項の規定により通

(質疑、討論及び表決)

(

議長は、公述人に対し質疑をすることができる。

公述人は、議長に対し質疑をすることができない。

2

3 公聴会においては、 討論及び表決をすることができない。

第九条 (記録の作成 議長は、青森県職員に次に掲げる事項を記載した記録を作成させた上、これ

案件の内容

に署名押印しなければならない。

公聴会の期日及び場所

出席した公述人の氏名及び住所

公述人が述べた意見

兀

五 その他公聴会の経過に関する事項

(条例第三条第一項の規定による土地の区域の指定)

第十条 条例第三条第一項の規定による土地の区域の指定は、市町村が知事に申し出 ることにより行うものとする。

前項の規定による申出は、申出書に次に掲げる書類を添えて行わなければならな

申出に係る土地の区域の位置を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図

五百分の一以上の図面 市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を表示した縮尺二千 申出に係る土地の区域並びにその区域を明らかにするに必要な範囲内において

ることを示す書類 申出に係る土地の区域が条例第三条第一項各号のいずれにも該当するものであ

兀 基本的な方針その他の当該市町村の土地利用に関する基本的な方針を示す書類 法第十八条の二第一項の規定により定められた当該市町村の都市計画に関する

五 その他知事が必要と認める書類

3 規定により申し出た市町村にその旨を通知するとともに、その旨及び指定した土地 の区域を告示しなければならない。 知事は、条例第三条第一項の規定により土地の区域を指定したときは、 第一項の

Ιţ の場合にあっては、 廃止について準用する。この場合において、第二項中「次に掲げる書類」とあるの 前三項の規定は、条例第三条第一項の規定により指定した土地の区域の変更及び 「次に掲げる書類 (条例第三条第一項の規定により指定した土地の区域の廃止 第一号及び第五号に掲げる書類)」と読み替えるものとする。

第十一条 (開発登録簿閲覧所の設置等)

「閲覧所」という。) を青森県県土整備部建築住宅課に置く 都市計画法施行規則第三十八条第一項に規定する開発登録簿閲覧所 (以下

- 2 第一条第一項に規定する県の休日以外の日とする。 閲覧所の閲覧日は、青森県の休日に関する条例 (平成元年三月青森県条例第三号)
- 3 (開発登録簿の閲覧等) 閲覧所の閲覧時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

第十二条 という。) は、備付けの閲覧簿 (別記様式) に必要な事項を記入しなければならな 法第四十六条に規定する開発登録簿を閲覧しようとする者 (以下「閲覧者」

2 閲覧者は、開発登録簿を指示された場所以外の場所に持ち出してはならない。

3 ることがある。 知事は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の閲覧を禁止す

開発登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認めるとき。 職員の指示に従わないとき

前項の規定に違反したとき。

県

森

附

則

1 (施行期日) (青森県都市計画公聴会規則及び青森県開発登録簿の閲覧に関する規則の廃止) この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青

2 次に掲げる規則は、 廃止する。

青森県都市計画公聴会規則 (昭和四十五年二月青森県規則第九号)

青森県開発登録簿の閲覧に関する規則 (昭和四十六年四月青森県規則第二十三

号)

別記様式 (第12条関係)

型 劑 籬

注 用糸					华月日	
用紙の大きさは、					住	
					所	
工業規						劑
日本工業規格A4縦長とする。					Æ	琳
をとすが					名	
ప					許可年月日及び番号	閲覧する開発登録簿の
					ء	
					抗	

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする

青森県建築基準法施行細則の 部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県規則第二十二号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

ように改正する。 青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二月青森県規則第二十号) の一部を次の

ように改める。 表第五号中「三百平方メートル」を「五百平方メートル」に改め、同条第二項を次の 第十条の見出し中「建築物等の指定」を「建築物の指定等」に改め、同条第一項の

物の区分に応じ、当該各号に定める年の九月一日から十一月三十日までとする。 施行規則第五条第一項の規定により知事が定める時期は、次の各号に掲げる建築

- 経過したごとの年 物にあつては、平成十五年から毎年又は平成十四年から起算して二の倍数の年を 平成十五年から起算して三の倍数の年を経過したごとの年 (知事が指示した建築 前項の表第 号 第二号 第四号及び第八号に掲げる建築物 平成十五年及び
- 算して三の倍数の年を経過したごとの年 前項の表第三号及び第六号に掲げる建築物 平成十三年及び平成十三年から起
- 算して三の倍数の年を経過したごとの年 前項の表第五号及び第七号に掲げる建築物 平成十四年及び平成十四年から起

十条に次の二項を加える。

- 3 したものでなければならない。 施行規則第五条第二項の報告書は、報告書の提出日前三月以内に調査させて作成
- 4 施行規則第五条第三項に規定する規則で定める書類は、知事が別に定める。

第十一条を次のように改める。 (定期報告を要する建築設備等の指定等)

第十一条 下同じ。) の規定により知事が指定する昇降機、昇降機以外の建築設備及び工作物 は、次に掲げるものとする。 法第十二条第二項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。 以

定により性能検査を受けなければならないものを除く。 もの及び労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) 第四十一条第二項の規 エレベーター、エスカレーター 又は小荷物専用昇降機 (個人住宅に設置された

青

- 令第百三十八条第二項各号に掲げるもの
- 築物に設けられたものに限る。 五条に規定する排煙設備若しくは非常用の照明装置(前条第一項の表に掲げる建 法第二十八条第二項ただし書及び同条第三項に規定する換気設備又は法第三十
- 2 月三十日までとする。 施行規則第六条第一項の規定により知事が定める時期は、 毎年九月一日から十一
- 3 施行規則第六条第二項の報告書は、 報告書の提出日前三月以内に検査させて作成
- 三号様式」を「第十一号様式」に改め、 第十二条第一項中「第十二号様式」を「第十号様式」に改め、 したものでなければならない。 施行規則第六条第三項に規定する規則で定める書類は、知事が別に定める 同条第三項中「第十四号様式」を「第十二号 同条第二項中「第十

(

様式」に改める。

り下げ、 を「第十四号様式」 四十五 第十七条中第四十二号を第四十六号とし、 第十七条中第四十一号を第四十四号とし、 第十五条第一項の表中「第十五号様式」 第二十二号の前に次の 法別表第三 (に) 欄の五の項の規定により数値を決定したとき ľ 「第十七号様式」を「第十五号様式」に改める。 一号を加える。 を「第十三号様式」に、「第十六号様式」 第十九号から第四十号までを三号ずつ繰 同号の前に次の一号を加える。

号とし、 二十一 法第五十六条第一項第二号二の規定により数値を決定したとき 第十七条中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六 第十七条中第十八号を第二十号とし、同号の前に次の一号を加える。 同号の前に次の一号を加える。 法第五十三条第一項第六号の規定により数値を決定したとき

式から第十九号様式までを二様式ずつ繰り上げる。 第十号様式及び第十一号様式を削り、第十二号様式を第十号様式とし、第十三号様 第二十八条中「第十九号様式」を「第十七号様式」に改める。 第二十七条第三項中「午後四時四十五分」を「午後五時」に改める。 第二十六条中「第十八号様式」を「第十六号様式」に改める。 法第五十二条第一項第六号の規定により数値を決定したとき。

附

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県規則第二十三号

青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 青森県工業用水道事業条例施行規則 (昭和四十一年四月青森県規則第二十四号)の

十一銭」を「七十九銭」に改め、同条第三号中「七円六十二銭」を「七円三十八銭」 第十四条第一号中「七円六十二銭」を「七円三十八銭」に改め、同条第二号中「九

ĺĆ を「七円三十八銭」に改める 「十五円二十四銭」を「十四円七十六銭」に改め、同条第四号「七円六十二銭」

則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第五号

庁 関 般

各 出 先 機

平成十六年三月二十六日

技能職員等の給与の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

青森県知事 Ξ 村 申 吾

技能職員等の給与の特例に関する規程の一部を改正する訓令

部を次のように改正する。 技能職員等の給与の特例に関する規程 (平成十四年三月青森県訓令甲第十六号) の

二十一年三月三十一日」 る割合」に改める。 「平成十四年四月一日から同年十二月三十一日」を「平成十六年四月一日から平成 に、「百分の二」を「百分の三を超えない範囲内で別に定め

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

1

2 その効力を有する。 料月額については、 に関する規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号)第二条に規定する職員の給 平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間における技能職員等の給与 改正前の技能職員等の給与の特例に関する規程の規定は、 なお

示

青森県告示第二百二十号

ಠ್ಠ 青森県青少年健全育成推進員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め

平成十六年三月二十六日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

青森県青少年健全育成推進員に関する規程の一部を改正する規程

十五号)の一部を次のように改正する。 青森県青少年健全育成推進員に関する規程 (昭和五十五年四月青森県告示第三百三

に、「三十七人」を「三十人」に、「七十三人」を「五十九人」に改める。 人」を「六十六人」に、「八十人」を「六十四人」に、「五十八人」を「四十七人」 別表中「三百人」を「二百四十人」に、「三十三人」を「二十六人」に、「八十四

則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県告示第二百二十一号

及びエックス線検査の使用料の額) 平成十四年三月二十九日青森県告示第百四十号 (予防接種、ツベルクリン反応検査 Ιţ 廃止する

平成十六年三月二十六日

青森県知事 Ξ

村 申

吾

青森県告示第二百二十二号

成十六年三月三十一日限り、 昭和四十六年四月一日青森県告示第二百六十号 廃止する。 (開発登録簿閲覧所の場所) は 平

平成十六年三月二十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市古川二丁目一七番五号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号

定価小口一枚二付十五円一銭